

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月18日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第25号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務局長専決事項	次長 専決 事項	課長 専決 事項	事務局長専決事項	次長 専決 事項	課長 専決 事項
1～8 略	略	略	1～8 略	略	略
<u>9 人事委員会規則、人事委員会告示 その他人事委員会の定めの改正（法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する部分を整理するために行うものに限る。）</u>					
<u>10</u> 略					
<u>11</u> 略					
<u>12</u> 略					
<u>13</u> 略					
<u>14</u> 略					
<u>15</u> 略					
<u>16</u> 略					
<u>17</u> 略					
			<u>9</u> 略		
			<u>10</u> 略		
			<u>11</u> 略		
			<u>12</u> 略		
			<u>13</u> 略		
			<u>14</u> 略		
			<u>15</u> 略		
			<u>16</u> 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。